

令和2年度（令和元年度の事務対象）

教育に関する事務の点検及び評価報告書

令和2年8月26日

三条市教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検及び評価について 1

II 点検・評価対象項目

項 目	担 当	評 価			ペー ジ
		H29	H30	R1	
1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実					
(1) 学校運営改善システムの構築	小中一貫 教育推進課	C	C	B	3
(2) 開かれた学校づくり		A	B	A	4
(3) 教職員の資質や指導力の向上		A	A	A	5
(4) 確かな学力の育成		B	B	B	6
(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実		C	C	B	7
(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進		C	B	C	8
2 社会の進展に対応した教育の推進					
(1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進	小中一貫 教育推進課	B	B	B	9
(2) 市民性を高める教育の推進		C	C	B	10
(3) 社会で自立するための特別支援教育の充実		B	B	A	12
(4) 学校外における学びの機会の充実		B	B	A	13
3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実					
(1) 幼児教育内容の充実	子育て支援課	B	B	B	14
(2) 幼保小連携の推進		B	B	B	16
(3) 家庭への支援の充実		B	B	B	17
4 教育の充実を図る環境の整備					
(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備	教育総務課	B	—	B	19

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

III 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について 21

I 教育に関する事務の点検及び評価について

1 実施方針

(1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標とし、令和元年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する社会教育機関及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりませんので、5 つの基本方針のうち「3 学び続ける生涯学習・スポーツ環境づくり」を外した 4 つの基本方針における指標を点検及び評価の対象としています。

イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関

し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲 尾 周 (委員長)	新潟大学教職大学院准教授
今 村 あや子 (委員長職務代理者)	元燕市立栗生津小学校校長
五十嵐 太 一	三条市P T A連合会外部委嘱委員

Ⅱ 主要な施策に対する評価等について

1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

1-1(1) 学校運営改善システムの構築

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

三条市教育基本方針や学校教育プランが示す「主体的に考え判断する力」「自己肯定感を基礎としたしなやかでたくましい心」「規範意識と他者への思いやりに根ざした豊かな人間関係を築く力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム(※1)を、市内全学校で統一運用することにより、事務の効率化を高め、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで生徒指導上の諸問題の解決や学力の向上を進めるとともに、情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステム

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(制度移行推進事業)

小中一貫教育アンケートの結果から、各校、各園の取組を客観的に見取り、その成果と課題を把握し、改善・充実に向けた取組を進める。また、アンケートの実施により、小中一貫教育の意識を教職員が分析し、改善策を考える機会になるよう努め、小中一貫教育の推進を強化する。

② 校務支援システム利用促進事業

校務支援システムの積極的利用により、事務作業の効率化を進めるとともに、教職員が児童生徒と向き合える時間の確保、生徒指導上の諸問題の減少、学力の向上、教育情報の管理・徹底を図る。

【令和元年度における評価】B

小中一貫教育アンケートは、平成30年度に市共通項目を3つに絞るとともに各校の学校評価等に取り入れて実施している。大幅な改訂から2年目となり、学校評価アンケートと連動したPDCAサイクルが軌道に乗り、小中一貫教育を軸とした教育システムが更に教職員に浸透した。

校務支援システムは、システム運営会社との5年契約満了の年となったが、情報管理課と協議し契約を更新した。学校現場からの質問・要望は、指導要録を始めとする諸帳簿に関するものが圧倒的に多く、ヘルプデスクと連携し一つ一つ丁寧に対応してきた。

昨年度末、新型コロナウイルス感染症の影響でシステム運営会社が来庁できず、年度のまとめや新年度の準備が十分にできなかった。そのため第二指標となるアンケートが実施できなかったことから第一指標のみで評価するものとした。

【今後の方針】

ここ数年、教職員の小中一貫教育アンケート結果の肯定的評価が高く維持されているのは、教育センター研修やオーダーメイド訪問等の小中一貫教育に関する働きかけの成果が現れているためと考える。今後も各学校・学園のニーズに柔軟かつ幅広く対応し、今年度から導入する「三条市授業スタンダード」への共通理解を始め、小中一貫教育への更なる理解や意識を高めていく。

校務支援システムについては、システム運営会社及び情報管理課と連携し、今後も学校現場の要望に丁寧に対応していく。契約更新をきっかけに導入を予定している新グループウェアを学校現場に定着させ、事務作業の効率化や情報共有の活発化を図る。

1-2 開かれた学校づくり

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

小中一貫教育を支える仕組みとしてコミュニティ・スクール(※2)を全市に導入する。学校運営への地域住民・保護者代表の参画、地域と連携した教育活動の充実を図るとともに、地域への教育活動の積極的な周知を通して、開かれた学校づくりを推進する。

※2 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(学校運営協議会)

コミュニティ・スクールを各学校に導入し、地域とともにある学校づくりを推進する。

【令和元年度における評価】 A

コミュニティ・スクールや小中一貫教育推進協議会の取組の中で、地域に開かれた学校の意識が進んできている。保護者や地域の方が学校運営に主体的に参画することを通し、学校や学園の経営方針の承認又は理解が進んだり、

地域の方とともに学校や学園運営をしていく意識付けが図られたりしている。ただし、コミュニティ・スクールが始まったばかりの学校が多く、手探りで進んでいるところもあった。

【今後の方針】

令和2年度に、全ての学校がコミュニティ・スクールを導入する。また、学校だけでなく学園運営協議会も設置する。今後、コミュニティ・スクールの制度の下、地域に開かれた学校としていくためには、各校や各園の取組の充実が大切であり、研修会の設定等、教育委員会が各校運営協議会だけでなくあらゆる面で支援をしていく必要がある。また、委員以外の地域の方や保護者に取組紹介等の広報活動を展開し、認知度を更に上げていく必要がある。教職員についても、地域と触れ合う教育活動を実施する際には、児童生徒に活動の狙いや目的を伝える等の働きかけの工夫をしていくよう呼び掛けていく。

1-③ 教職員の資質や指導力の向上

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を基軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センター等の研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。また、授業力向上実践研修を開催するとともに、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っていく。

【令和元年度における評価】 A

教職員の資質や指導力の向上を目指し、教育センターの研修内容及び研修講座の開設数等の見直しを図った。その結果、各研修への参加者数及び参加者の評価も概ね満足できるものとなった。また、学校のニーズに柔軟に幅広く対応できるオーダーメイド訪問（学校訪問）及び外部講師を招いて各学校が行う研修も多く行われた。主体的に多様な講師から学ぶ姿勢が多く、学校の向え、教職員の研修意欲が向上し、着実に資質や指導力の向上が図られて

いると考える。

【今後の方針】

教育センター主催の研修を、今日的な課題や三条市の課題、教職員のニーズに即した内容に改善を図るとともに、内容を整理する。また、日々の実践に生かされるような演習等を取り入れた方法へ改善を図るとともに、オーダーメイド訪問を中心に学校訪問支援体制づくりを進めていく。

1-4 確かな学力の育成

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、全国標準学力検査（NRT）（※3）を実施し、学園ごとにその結果を活用した小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。また、教員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、指導主事が学園ごとの公開授業研究（協議会）において指導したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※3 全国標準学力検査（NRT）とは、昭和25年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が高いため、客観的な学力測定に用いられている。

【主な事務事業】

① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）を実施し結果を分析して指導に生かすとともに、教員研修を行い、教員の資質や授業力の向上を図る。

【令和元年度における評価】 B

NRT 偏差値について、小学校では国語と算数は全国平均（50.0）を上回っているが、目標値には達していない。中学校では、国語は目標に達しているが、数学や英語はやや下回っている。全国平均については、国語は上回り、数学や英語はやや下回っている。

教員のさらなる授業改善、理解や定着の不十分な児童生徒に対する個別指導をより充実させる必要がある。

【今後の方針】

重点教科（算数、数学、英語）を指定した研修を実施するなど教育センター

主催の教員向け研修を充実させることで、児童生徒の主体的な知識・技能の習得を目指す授業の実現を図る。

教育センター主催の授業力実践研修やオーダーメイド訪問、学園ごとの研修等の機会に「三条市授業スタンダード」を活用して指導したり、授業に関する情報を交換したりする。また、算数、数学、英語については、重点教科研修を実施して小中学校の教員が学び合い、授業改善の質的向上を図り、学力の向上につなげていくとともに、中学校では家庭学習プランニングノートを活用した家庭学習習慣化の取組を継続する。

1-5 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

QU(小6、中1は hyper-QU (※4)) 検査を全学校で年2回実施し、児童生徒と学級の実態を把握し、指導改善に活用することで、いじめや不登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業、異学年交流事業、小小合同体験合宿、合同修学旅行などの体験活動を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめの防止、不適応の予防に努める。

※4 hyper-QU 検査はソーシャルスキル(関わりのスキル・配慮のスキル)の検査項目を含んでおり、指標となる小6、中1だけを対象として実施している。その他の学年はソーシャルスキル検査を含まないQU検査を実施している。

【主な事務事業】

① いじめ・不登校対策事業(hyper-QU 関係)

QU(小6、中1は hyper-QU) 検査により、児童生徒と学級を客観的に分析することで、効果的な支援の手立てを構築できる。同時に、小中9年間の情報一括管理が可能となり、児童生徒一人一人の小中連携、継続した支援が可能となる。実態に応じて、関わり合い活動や体験的活動、スキルトレーニングなどを実施し、社会性の向上に努める。

【令和元年度における評価】 B

各学園の「深めよう絆スクール集会」において、小中学生が一緒に話し合い活動を行ったり、レクリエーションを行ったりした。また、小小合同体験合宿や合同修学旅行を学園内で実施するなど、多様な交流活動を通じて、社会性を身に付ける取組を充実することができた。

いじめ認知件数は、いじめの可能性のあるものも全て認知件数とするよう努めたことから増加(93件→247件)した。一方で、不登校数は減少(117名→109名)した。

成果指標としているソーシャルスキルの数値は全国平均を上回り、目標としている 53 を概ね達成することができた。

【今後の方針】

各学園では、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業や合同修学旅行などの体験活動を計画している。また、コミュニティ・スクール導入により、学校・学園と地域が連携した体験活動の充実が期待できる。児童生徒の学びや個々のスキル・社会性の向上は活動の振り返りを通して深まることから、事前・事後の活動・指導を充実させるよう各校に指導する。

昨年度から実施しているポートフォリオシステム（NRT 標準学力検査と QU 心理検査の相関を示す個人別個票）を活用し、学力を含めた児童生徒一人一人の支援を更に強化していく。一方で、児童生徒の社会性育成には、ともに学ぶ仲間や集団（学級）の状況が大きく関わってくる。温かく規範意識の高い学級（満足型学級）づくりができるよう、QU 心理検査等の研修を支援していく。

1－(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

（小中一貫教育推進課）

【施策の基本方針】

健康教育の一環として、食育では子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内小中学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1 学校 1 取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校 5・6 年生と中学校 1～3 年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくる日や、自分だけでつくる日を設定する。

② 体力向上に係る 1 学校 1 取組

体力テスト（※5）（8 種目）の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、学年の弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的にバランスの取れた体力の向上が図られるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに活かす。

※5 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ））を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【令和元年度における評価】 C

食育では、「子どもが作る弁当の日」を小5～中3までの全ての学年で計画し、3月の臨時休業の影響で前年度より回数は9回減少したが、計183回（1学年当たり平均2.7回）実施した。各校担当教職員の肯定的評価は99.5%と非常に高い。前年度（96.9%）と比較しても、2.6ポイント上がっている。「子どもが作る弁当の日」の取組が、学校にも家庭にも浸透し、食や健康についての意識の高まりが見られる。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の県平均との比較から、中学2年生は男女ともに8種目中4種目で県平均を上回っている。その一方で、小学5年生では男子が県平均を上回ったのは2種目、女子は全ての種目で県平均を上回ることができなかった。

小中共通の傾向として、50m走やシャトルランは県平均を超え、又は県平均に近い数値を示している。その一方で、長座体前屈は県平均を下回っている。

【今後の方針】

食育では、取組に対する教員の肯定的評価は非常に高い。工夫された実践例等を紹介することで、各校の成果を共有しながら更なる意識の高まりにつなげ、生活習慣の改善を進めていく。令和2年度は講師を招いての講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止とした。令和3年度以降、状況をみながら実施していく。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の県平均との比較から、長所である「走ること」を向上させる取組を継続させるとともに、長座体前屈等の柔軟性や球技を向上させる取組を各校で取り入れることで目標達成に向かっていくと考える。

2 社会の進展に対応した教育の推進

2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

（小中一貫教育推進課）

【施策の基本方針】

グローバル化、情報化の社会を主体的に生きるため、外国語教育の充実やICTを活用した授業の推進を図り、英語によるコミュニケーション能力やICT

活用能力等を育成する。

【主な事務事業】

① デジタル教科書ソフトの整備

各小中学校に、5教科【国語、数学（算数）、社会、理科、英語（中学校のみ）】のデジタル教科書ソフトを整備し、授業で有効活用し、教育の質の向上を目指す。

② ALT等の業務委託

ALT（※6）や地域在住の外国人を指導者として市内小中学校へ派遣し、外国語活動・英語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語の面白さやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※6 ALTとは、Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

【令和元年度における評価】 B

教職員のICT活用能力等を育成するために「プログラミング教育研修」「デジタル教科書活用研修」を実施した。研修参加者の全てが肯定的評価を行った。研修で培った能力を児童生徒への指導に生かすためにも、より一層のICT環境の整備が必要である。

令和元年度のALTの授業での指導力と勤務態様に関する肯定的評価は95%であり、目標値に達している。小学校から英語や外国の文化に触れることを通してコミュニケーションの素地を養うことができた。

【今後の方針】

GIGAスクール構想における一人一台端末の整備に伴い、ICT教育支援員の人的配置と教職員研修の内容の充実や実施時期の検討（長期休業中等）並びにデジタル教科書ソフトを含むICT環境の整備等を行うことで、教職員のICT能力の育成と発揮のための取組を行う必要がある。そのことが児童生徒のICT能力の育成にもつながる。

ALT等を活用した授業については、今後も授業計画の早期立案や事前打合せの充実、配付教材の早めの作成等を行う。また、ALT等が授業しやすい環境を整え、指導の充実を図っていく。

2-2 市民性を高める教育の推進

（小中一貫教育推進課）

【施策の基本方針】

三条市の教育資源と人材を活用し、三条市の子どもたちに、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成を図る。

【主な事務事業】

① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る」「小刀を使ってものを作る」「のこぎり、かんなを使って木を切る、削る」「砥石を使って包丁を研ぐ」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりのまち三条のよさを知り、ふるさと三条を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、科学的思考力と創造力を育む。

【令和元年度における評価】 B

「刃物・ものづくり教育」の参加者のアンケートの肯定的評価が高く、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得などが参加者に図られている。今後も、質の高い学びを提供することで、参加者の肯定的評価を維持していく。「科学教育推進事業」については、小学生の肯定的評価は非常に高い(98%)。自分の興味のある分野を選択して参加できることが要因と考えられる。科学の楽しさを感じる、興味関心を高めるという意味では効果は高い。中学生を対象とした「科学ゼミナール」については、対象校全ての生徒に実施しているため、全ての生徒のニーズに応える内容にすることに難しさがある。防災教育について、県防災教育プログラムに基づき、外部講師を招き、公開授業と講演会を実施し、延べ123人の教員が参加した。

【今後の方針】

「科学教育推進事業」については、体育文化会館や科学教育センターを利用することで、内容の幅が広がる。より多くの中学生のニーズに応じ、科学的思考力育成につながる事業の実施ができるよう、「科学ゼミナール」対象校と密に情報交換を行いながら検討していく。このように、多くの生徒が科学的な内容に触れることができる環境を今後も提供し続けていく。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、わくわく科学フェスティバルが中止となったが、その他の事業において対策を十分に施しながら、興味関心が高まる活動や科学的な思考力の育成を目指していく。また、より多くの児童の参加につながるよう、前年度の様子を伝える内容も募集要項に掲載していく。

防災教育については、年度ごとに指定する学園での防災教育・避難訓練に係る取組を実施する。それを地域や保護者の連携を図る先進例として市内で共有し、他の学園運営協議会での報告やセンターで広報することを通して、地域・保護者の連携の重要性について市民の理解を図る。

2-3) 社会で自立するための特別支援教育の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム（※7）構築のための特別支援教育の推進及び「障害者差別解消法」の施行（H28.4.1）に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことを受け、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の充実を図る。

※7 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が持てる力を可能な限り最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

【主な事務事業】

① 特別支援教育事業

特別な教育的配慮を要する児童生徒に対し提供する合理的配慮について、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に記載することにより、個に応じた適切な指導や支援を行う。

② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や基礎的環境整備と合理的配慮についての情報提供を図ることを目的とした「参加・対話・演習型」の研修会を開催する。

【令和元年度における評価】 A

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載を明確にし、特別な教育的支援を要する児童生徒に対して、個に応じた校内指導体制を充実させることにより、学習上及び生活上の困難さを軽減し、個の成長につなげることができた。特別支援サポーター（パートタイム職員）65人の枠に変更後、平成30年度は60人までの配置にとどまったが、令和元年度末には65人配置することができた。より高い合理的配慮の提供が可能となった。

また、教員対象の特別支援教育研修会等を実施し、教員の指導力の向上を図ることにより、保護者及び児童生徒のニーズに応じた環境整備や支援に資することができた。

【今後の方針】

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載については、保護者との合意形成を図った上で確実に記載することを、今後も学校に働きかける。また、合理的配慮に関する研修を実施し、適切に学校を支援する。

教員を対象とした「参加・対話・演習型」の研修会を実施したことで、教職員の特別支援教育への理解を深め、指導力の向上を図ることができた。今後も教職員のニーズに応じた継続した研修会を実施していく。また、その他の特別支援教育研修会を充実させ、教員一人一人の特別支援教育に係る総合的な力の伸長を引き続き目指す。

就学相談を丁寧に行うため、年長児の保護者向け「特別支援教育ガイダンス」を更に充実した形で実施する。

2-(4) 学校外における学びの機会の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

一人一人の児童生徒の学びたいという気持ちに応え、児童生徒の持っている力を更に伸ばし、学力向上を図るため、次のような学習機会を提供する。授業内容を十分に理解し更に発展的な内容について学習したい児童生徒には民間教育機関の講師による学習の機会を提供する。一方、授業内容をより確かなものにすることを目指し、補足的な内容について学習したいという児童生徒には教員OBや市民ボランティアによる学習の機会を提供する。

【主な事務事業】

① さんじょう学びのマルシェ

児童生徒の学習習熟度別に5種類の定期講座を1年を通じて実施する。土曜日に開催する2講座は、学校の補充学習を中心としてそれぞれ年30回、日曜日に開催する3講座は、発展的な学習を中心としてそれぞれ年36回実施する。指導者は、土曜日が教員OBや市民ボランティア、日曜日は委託業者の講師とする。

【令和元年度における評価】 A

参加する児童生徒が、自身の学習状況に適したコースを選択することができ、適切に学習を進めることができている。アンケートの記述から、9割を超える受講者が学習満足度や学習意欲の向上を実感している。日曜日の受講者は少人数指導により、個に合わせた丁寧な対応がなされている。

【今後の方針】

令和元年度の受講者は開講式の時点で230名であったが、令和2年度の受講者は181名である。

新型コロナウイルス感染症の影響で2週間程度、開講を延期したが、今年度も年度当初から募集案内を配布できたことである程度の受講者数を確保できている。

教員OB等による指導員が児童生徒の学習状況等を日々記録していることから、今後は児童生徒の様子を在籍校に伝える等、児童生徒の学習意欲の向上につながるような支援をしていく。

今年度の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大予防の取組を行っていく必要がある。また、日曜日のバス送迎を継続し、通学手段のない児童生徒に対しても学習機会を提供していく。今後も丁寧な指導・支援を心掛け、受講者の満足度を高めることで、学びたいという気持ちに応え、学力の伸長を図る。

3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

3-1 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の4つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 「遊び」を通じた豊かな教育活動

子どもは夢中になって遊ぶことで思考力や想像力を養い、友達と協力することや環境への関わり方を身に付けていくことから、体を動かして多様な体験活動を推進する。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

③ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

④ 信頼される幼稚園・保育所(園)づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所(園)づくりを進める。

【主な事務事業】

① 幼児の運動遊び事業

屋内や自然環境等において様々な遊びを体験することを通して、子どもの多くの気付きや好奇心を誘発するとともに、自由に体を動かすことで運動能力を身に付ける。

② 三条っ子発達応援事業

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもの特性にできるだけ早期に気付き、一人一人にあった適切な対応と継続的な支援を行う。

【令和元年度における評価】 B

- ① 公立保育所における新たな取組として、大崎山自然体験活動を実施し、日常の保育の中では体験できない自然環境の中で遊びを通して体を動かすとともに、活動中での様々な発見により子どもの好奇心を誘発し、保護者との交流を通して五感を豊かに育む環境整備を図った。
- ② 着実に発達支援コーディネーターのスキルを向上させてきており、日常の保育活動において特別な支援や配慮が必要な子どもに気付く件数は増えてきているが、年中児発達参観で支援が必要な子どもに気付く件数も増加している中、相対的に特別な支援や配慮を要する子どもに気付く割合は前年度に比べ減少した。
- ③ 保育所保育指針における幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」について、新潟大学附属幼稚園における保育実践例を通して子どもの姿の捉え方を学ぶ保育者実践力向上研修会を開催し、保育士等の専門性及び資質の向上を図った。
- ④ 保護者及び地域との信頼関係の構築やより良い保育所運営につなげるため、保育所評価及び評価結果の公表について引き続き施設に対して働きかけを行ったが、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校へのアンケートでは評価及び評価結果の公表をしている施設の割合については前年度と比較して3ポイント減少（84%→81%）した。

【今後の方針】

- ① 引き続き遊びを通じた運動の機会の環境整備を図るとともに、「三条版運動遊びプログラム家庭編」を幼児保護者に配布し、家庭での運動遊びの実践を推進する。
- ② 年中児発達参観の着実な実施とともに、発達支援コーディネーター研修により保育士等のスキルアップを図り、より早期に支援が開始できる態勢づくりを行っていく。
- ③ 新潟大学附属幼稚園、長岡市、三条市合同による研修会を開催し、各施

設の中核的役割を担う保育士等の力量の向上及びその成果の還元による各施設全体の保育の質向上を図る。

- ④ 全ての施設で保育所評価及び評価結果の公表がなされるよう引き続き働きかけを行っていく。

3-2 幼保小連携の推進

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目2「幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携の推進」における次の3つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 確実な引継ぎ・継続的な支援

幼稚園や保育所（園）等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

② 交流活動の推進

幼稚園・保育所（園）等から小学校に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるように、幼稚園・保育所（園）等と小学校の交流を推進する。

③ 育ちのつながりを意識した指導

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保小のそれぞれの良さを生かした保育・教育の充実を図っていく。

【主な事務事業】

① 幼保小連携交流活動の実施

各学園エリアを基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校が連携して行う幼保小、幼保・保保、職員の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携合同実務者会議及び各学園の幼保小連携会議を開催する。

② 保育参観、授業参観等の充実

小学校教諭の保育参観及び保育者体験を通じ、幼保と小学校との相互の生活様式等の理解を促進し、それぞれ日々の活動に反映することで子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保する。

【令和元年度における評価】 B

- ① 保育所等から小学校への要録及び個別の発達支援計画の引継ぎが全ての

施設で行われ、個別の配慮が必要な児童の継続した支援のための資料として活用されている。

- ② 幼保小の子ども間及び職員間の交流活動は延べ 184 回実施され、交流活動に関するアンケートで 9 割の保育所等が交流活動によって「子どもが小学校入学を楽しみにするようになった」等の入学への期待を感じる姿が見られるようになったと回答しており、交流活動の効果がうかがえる。
- ③ 交流活動に関するアンケートで 9 割の保育所等及び小学校が接続期における指導の際に「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」を参考にしており、活用が進んでいる。また、小学校学習指導要領の改訂に合わせ「スタートモデルカリキュラム」の内容についても見直しを行った。

【今後の方針】

- ① 引き続き要録（※8）及び個別の発達支援計画の引継ぎが全ての施設で行われるよう、幼保小連携合同実務者会議等の機会を捉えて働きかけを行っていく。
- ② 交流活動の目的である幼保から小学校へのスムーズなつなぎのため、幼保小連携合同実務者会議において各学園の交流活動の好事例について情報提供を行うなどの支援により、活動内容の充実を図っていく。
- ③ 「スタートモデルカリキュラム」の見直しに伴い、接続期における学校活動でのカリキュラムの活用状況についてアンケートにより検証していく。

※8 要録とは、幼稚園、保育所（園）、認定こども園の全ての入所（園）児の保育経過や主に最終学年の育ちについてまとめ、就学先の小学校へ送付する資料のこと。幼児が在籍する施設により、「幼稚園教育要録」「保育所児童保育要録」「認定こども園こども要録」と名称が異なる。

3-（3） 家庭への支援の充実

（子育て支援課）

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目 3 「家庭への支援の充実」における次の 2 つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が子育てに自信を持ち、楽しいと感じることができるよう働きかけや環境づくりに努める。

② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所（園）等は、地域に開かれた身近

な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化支援事業

家庭、保育所（園）、学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とする初めてのママ講座、NP (Nobody's Perfect「完璧な親なんていない」) 講座 (※9) を開催する。

※9 NP 講座とは、乳幼児（0歳～3歳）を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

② 相談事業の実施

市内7か所の子育て支援センター及び2か所の子育て拠点施設において、面談又は電話により子育て等に関する相談に対応するほか、子育て拠点施設において助産師及び栄養士による相談会を定期的実施し、子育て中の保護者の支援を行う。

【令和元年度における評価】 B

① 子どもの成長段階の節目における保護者の子どもへの関わり方等を内容とする家庭教育講座を実施し、小学校就学時及び中学校入学時の講座では、それぞれ新しいメニューや内容の追加により保護者の講座の役立ち度の向上につながった。

また、乳幼児保護者の育児不安の軽減や保護者同士の情報交換、仲間づくり支援を目的とする「NP 講座」及び「初めてのママ講座」を実施する中、「自分だけだと思っていた悩みを共有でき、気が楽になった。」などのアンケート回答があり、参加した母親の子育て上の不安解消につながった。なお、「初めてのママ講座」については、年4回実施の中で定員超過の申込みがあったケースがあり、実施回数の見直しが必要である。

② 子育て支援センター（7か所）及び子育て拠点施設「すまいるランド」「あそぼって」の令和元年度利用者数は、主な利用対象者である乳幼児のうち未就園児数が前年度比 11.0%減であること、新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用の差控えがあったことなどから、前年度比で 8.0%減とはなったが、延べ 94,338 人という多くの方から利用いただいた。

また、広報さんじょうの子育て情報のページや子育て支援情報メールを引き続き活用し、子育て支援情報の周知を図った。

【今後の方針】

- ① 家庭教育講座については、子どもの成長段階に合わせた問題や課題について適宜見直しを行い、保護者が多く集まる機会を捉えて引き続き実施していく。
「初めてのママ講座」への参加ニーズに対応するため、実施回数を年4回から6回に増やして実施する。
- ② 子育て支援センター及び子育て拠点施設において、引き続き子育て支援情報の周知や親同士の交流、相談事業の充実を図っていくとともに、令和3年度以降、地域における身近な専門機関の充実のため、大崎地区に新たに子育て支援センターを設置し、親子の支援を進めていく。

4 教育の充実を図る環境の整備

4-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、子どもたちが安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

【主な事務事業】

① 学校の情報通信環境の整備事業

国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づく、地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画に基づき整備を進める。

【令和元年度における評価】 B

多様な学習内容・形態やICT(情報通信技術)環境など、今後求められる学習形態に柔軟に対応できる学習環境の整備について検討した。

【今後の方針】

国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づき、校内通信ネットワークの整備及び3クラスに1クラス分の端末の整備を進めるとともに、児童生徒一人一台端末の実現を想定し検討を進めることとしていた。

令和2年度になり、新型コロナウイルス感染拡大予防に ICT を最大限活用して遠隔授業で対応することが極めて効果的であるとされたことから、令和2年度中に、高速ネットワーク環境整備を行った上で学習用タブレット端末を一人一台整備するものとする。

Ⅲ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

1 教育委員会の会議

○平成31年第6回定例会（4月26日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（控訴の提起）
報第2号 専決処分報告について（平成30年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
報第3号 専決処分報告について（学園長及び副学園長の任命）
報第4号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 三条市就学援助費交付要綱の一部改正について
議第2号 三条市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について
議第3号 三条市図書館協議会委員の任命について
議第4号 三条市スポーツ推進審議会委員の任命について

○令和元年第7回定例会（5月27日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（学校運営協議会委員の任命）
報第2号 小中一貫教育実施状況について
報第3号 平成30年度第3回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について
- 議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
議第2号 市長からの意見聴取について（三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
議第3号 市長からの意見聴取について（令和元年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

○令和元年第8回定例会（6月27日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（三条市図書館協議会委員の任命）
報第2号 教育に関する事務の点検及び評価の実施方針等について
報第3号 図書館等複合施設建設基本計画（案）について
報第4号 小中一貫教育実施状況について
報第5号 令和元年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について
報第6号 令和元年度第1回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について
報第7号 平成30年度第2回三条市図書館協議会会議録について
- 議 事：議第1号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱等の一部改正について

○令和元年第9回定例会（7月26日）

- 報 告：報第1号 三条市議会6月定例会の概要について
 報第2号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 令和2年度使用教科用図書採択について
 議第2号 三条市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の制定について
 議第3号 三条市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の制定について

○令和元年第10回定例会（8月26日）

- 議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正）
 議第2号 市長からの意見聴取について（令和元年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
 議第3号 令和元年度教育に関する事務の点検及び評価結果の市議会への提出及び公表について
 議第4号 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査について

○令和元年第11回定例会（9月27日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（三条市立学校教職員管理職の人事異動の内申）
 報第2号 三条市議会9月定例会の概要について
 報第3号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則等の一部改正について
 議第2号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
 議第3号 三条市特定教育・保育等実費徴収補足給付金交付要綱の一部改正等について
 議第4号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部改正について

○令和元年第1回協議会（9月27日・非公開）

○令和元年第12回定例会（10月24日）

- 報 告：報第1号 小中一貫教育実施状況について
 報第2号 令和元年度第1回三条市図書館協議会会議録について

○令和元年第13回定例会（11月19日）

- 報 告：報第1号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市教育事務の職務権限の特例に関する条例等の一部改正）
 議第2号 市長からの意見聴取について（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 議第3号 市長からの意見聴取について（三条市家庭児童相談員条例の一部改正）
- 議第4号 市長からの意見聴取について（三条市学校給食共同調理場設置条例の一部改正）
- 議第5号 市長からの意見聴取について（三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の利用）
- 議第6号 市長からの意見聴取について（令和元年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

○令和元年第2回協議会（11月19日・非公開）

○令和元年第14回定例会（12月19日）

- 報告：報第1号 専決処分報告について（三条市図書館協議会委員の任命）
- 報第2号 三条市議会12月定例会の概要について
- 報第3号 小中一貫教育実施状況について
- 報第4号 令和元年度第2回三条市図書館協議会会議録について
- 議事：議第1号 三条市立図書館条例施行規則の一部改正について

○令和元年第3回協議会（12月19日・非公開）

○令和2年第1回定例会（1月24日）

- 報告：報第1号 小中一貫教育実施状況について
- 議事：議第1号 三条市養育医療措置費負担金徴収規則の一部改正について

○令和2年第2回定例会（2月14日）

- 報告：報第1号 小中一貫教育実施状況について
- 報第2号 令和元年度三条市立学校卒業式参列者について
- 議事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市児童クラブ条例の一部改正）
- 議第2号 市長からの意見聴取について（令和元年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
- 議第3号 市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分））
- 議第4号 第2期すまいる子ども・若者プラン（三条市子ども・子育て支援事業計画）の策定について

○令和2年第3回臨時会（2月25日・非公開）

○令和2年第4回定例会（3月25日）

- 報告：報第1号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）
- 報第2号 三条市議会3月定例会の概要について
- 報第3号 小中一貫教育実施状況について
- 報第4号 令和元年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

- 報第5号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の人事異動）
- 議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和元年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第2号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第3号 三条市教育事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議第4号 三条市教職員住宅管理規則の一部改正について
- 議第5号 三条市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
- 議第6号 三条市学校運営協議会規則の一部改正について
- 議第7号 三条市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について
- 議第8号 三条市教育センター条例施行規則の一部改正について
- 議第9号 三条市学校給食共同調理場運営規則の一部改正について
- 議第10号 三条市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 議第11号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について
- 議第12号 三条市教育センター処務規程の一部改正について
- 議第13号 三条市学園運営協議会設置要綱の制定について
- 議第14号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について
- 議第15号 三条市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の廃止について
- 議第16号 三条市立学校学校評議員設置要綱の廃止について
- 議第17号 三条市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について
- 議第18号 三条市小中一貫教育推進指針の改定について
- 議第19号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の解任について
- 議第20号 三条市公民館運営審議会委員の解嘱について
- 議第21号 三条市図書館協議会委員の解任について
- 議第22号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等の人事異動）

2 総合教育会議

○第1回（令和元年11月19日）

- 議 題：(1) 学力向上に向けた取組について
- (2) 不登校への取組について
- (3) ICT教育の取組について

3 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

訪問日	訪問校
令和元年 10 月 23 日	栄中学校、本成寺中学校、大面小学校
〃 10 月 24 日	月岡小学校、西鱈田小学校
〃 10 月 25 日	長沢小学校、飯田小学校、森町小学校

4 教育委員の行政視察

視察日	視察先	内容
令和元年 10 月 28・29 日	・奈良県大和郡山市学科指導教 室 A S U ・滋賀県草津市立笠縫小学校	・不登校対策総合プログラ ムについて ・I C T を活用した教育の 推進について

5 教育関係会議への教育長及び教育委員の出席

- ・全県教育長会議（平成 31 年 4 月 15 日 新潟市）
- ・関東地区都市教育長協議会総会（令和元年 5 月 9・10 日 長野県松本市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（令和元年 5 月 17 日 見附市）
- ・全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（令和元年 5 月 22～24 日 富山県富山市）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（令和元年 7 月 19 日 村上市）
- ・教科研究協議会（令和元年 7 月 16・22 日 栄庁舎中会議室）
- ・市町村教育委員会研究協議会（令和元年 10 月 7・8 日 富山県富山市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（令和 2 年 1 月 16 日 燕市）
- ・市町村教育委員研究協議会（令和 2 年 1 月 16 日 東京都千代田区）

6 その他の出席

三条市立学校卒業式、スポーツ大会等